



DEAR PARTNER

— 4月18日は「準婚カップルの絆を確認し合う日」 —

2020.4.18

**異性・同性パートナーシップ宣誓の
認定制度がスタート**

- ・パートナーシップ宣誓認定制度をを全国規模で展開
- ・宣誓認定には法律婚のような法律上の効果は生じません
- ・住所は国内であればどこでも対象で国内転居も自由
- ・未婚のカップル同士なら異性同士でも同性同士でもOK
- ・内縁・事実婚、同性婚、入籍しない通い婚など法律婚以外のパートナーシップ宣誓を幅広く認定
- ・認定には所定の料金が発生します
- ・申請には「独身証明書」や「住民票」などが必要です

一般社団法人 ディアパートナー推進機構

お問い合わせや
情報提供はこちら



ai@dearpartner.jp